

国土交通省自転車活用推進本部事務局
事務局長 吉岡 幹夫 様

自転車を活用したまちづくりを 推進するための提言と要望

令和2年11月11日

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会は、さまざまな分野に効果をもたらす自転車を通じて、公共利益の増進を図り、もって地域の活性化に取り組むことで志を同じくする市区町村の長が連携し、健康、生きがい、友情を育む自転車新文化の普及・拡大を図ることにより、地方創生の先進的、先駆的な取組とするべく平成30年11月に結成いたしました。以来、私どもの活動に対しまして、国土交通省には多大なるご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自転車活用推進法の施行により、国、地方公共団体及び公共交通事業者等は、公共の利益の増進に資する目的のもと相互に連携を図りながら、それぞれの役割により自転車の活用を推進しているところです。

つきましては、私ども市区町村が自転車を活用したまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、別添のとおり要望・提言いたします。本要望書の趣旨をお汲み取りいただき、引き続き一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会

会長 菅 良二（今治市長）

自転車活用推進法が制定され、今後の少子高齢化社会の進展を始めとする社会経済情勢の中で、移動手段の確保、健康づくり、地球温暖化対策、観光振興や地域活性化等さまざまな観点から、国・都道府県・市区町村及び民間事業者等が緊密に連携し、安全で快適な自転車走行環境の充実はもとより、自転車を利用しやすい環境づくり、交通ルールの普及啓発、サイクルツーリズム等をハード・ソフト両面から総合的に推進する必要がある。

そのような中、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大防止を想定した「新しい生活様式」において、自転車の活用が推奨され、自転車通勤や住民の健康増進をはじめ、自転車が世に果たす役割は益々高まりを見せている。

「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」は、平成30年11月に発足し、現在、369市区町村が加盟する組織である。本会は、自転車活用推進法に位置付けされた自転車に関連する諸施策を国・都道府県及び民間事業者等と共に推進し、世界に誇れる『自転車を活用したまちづくり』を推進する所存である。

ついては、『自転車を活用したまちづくり』を推進するため、以下の事項を国会、政府（関係省庁）及び関係機関に要望・提言するものである。

I 自転車利用環境の整備に関する提言

自転車通行空間を含む自転車利用環境を創出するにあたり、地方自治体の抱える課題は様々であり、柔軟な対応が地域に求められるところです。

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会に参画する369市区町村は、国の策定した自転車活用推進計画を踏まえ、速やかに地方版自転車活用推進計画を策定し、それぞれの市区町村が、安全で快適な自転車利用環境の整備を計画的かつ継続的に行う所存です。

つきましては、自転車利用環境の整備促進のために、次の事項について特段の措置を講じることを強く要望・提言します。

- (1) サイクリング振興に寄与する良好な自転車走行環境の実現に向け、ガイドラインを踏まえた自転車ネットワーク計画に基づき、着実かつ計画的に自転車通行空間の整備を進めていく所存である。ついては、地方自治体の管理する自転車道の整備や自転車走行空間の拡幅整備、ブルーラインや矢羽根の設置、

道路の舗装整備や路面清掃、通行阻害要因となる樹木の伐採や除草等について十分な予算措置を講じるとともに、河川敷地を含む国及び都道府県管理国道等において、関連市区町村や都道府県の自転車ネットワーク構築と連携した自転車通行空間の整備を重点的に推進すること。

- (2) 地方の国道等においては、幅員が 30cm に満たない路肩や狭隘な歩道からなる区間やトンネルが多数存在し、壁面接触や路肩からはみ出しによる事故が発生するなど、自転車通行が危険な状態にあることから、サイクリストが安心して通行できる空間を確保するため、自転車通行可能な歩道や幅員 50cm を超える路肩の整備を図ること。

また、国及び都道府県が管理する積雪寒冷地の主要幹線道路において、自転車が堆雪帯を全年活用できる走行環境整備を促進すること。

II 交通安全の推進に関する提言

自転車利用が活性化する一方で、安全対策や交通ルールの徹底といった環境整備が課題となっています。

このため、地方自治体において自転車関連事故を防ぐためにも様々な機会を活用して、自転車の基本的な交通ルールについての徹底を図り、もって歩行者等の安全を確保するため、すべての自転車利用者に交通安全教室への参加を促すとともに、自治体や交通安全団体等が実施する様々な世代に応じた専門的な交通安全教室を開催するなどの取組の充実を図ります。

また、全自転車利用者の任意保険加入を目指すべく、都道府県に対して加入義務化の条例制定を働きかけるとともに、関係者と連携して任意保険加入の啓発活動を展開します。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じることを強く提言・要望します。

- (1) 違法駐車対策として効果があった駐車監視員制度を踏まえ、自転車交通違反者に対する取締りを行う「自転車監視員制度」の導入について検討すること。
また、自転車利用の集中している路線・時間帯において、右側通行、信号無視、一時不停止、無灯火、二人乗り、携帯電話使用乗車などの交通取締りを定

期的に実施すること。

- (2) 自転車交通事故の被害者を救済するとともに、加害者の賠償金支払いに伴う経済的破たんを招かないよう、国においても任意保険加入の啓発活動を徹底して展開するなど、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図ること。
- (3) 自転車事故防止の観点から、様々な機会を活用して、車道の左側通行を始めとした自転車の基本的な交通ルールについての周知を図り、もって歩行者の安全を確保できるよう、児童生徒や高校生、高齢者等に対する交通安全教育の推進を図るとともに、交通安全施設の整備や道路標識等の拡充、自転車横断帯撤去時の歩行者用信号機への変更など、自転車走行の混乱を招かないよう努める取組などに対する財政支援措置を講ずること。
また、交通ルールを守らなかった場合の危険性を広く周知するとともに、危険な違反を繰り返す運転者を対象とした自転車運転者講習制度の義務付け等適切な運用を図ること。
- (4) 自転車通勤及び通学でのサイクリングロード利用を踏まえ、沿線への街灯の整備促進が図られるよう必要な措置を講ずること。

Ⅲ サイクルツーリズムの推進に関する提言

観光振興を図る上で、広域的な周遊観光を促し地域への潜在が期待されるサイクルツーリズムの推進が求められる中、それぞれの地域がもつ魅力高めながら、安全な走行環境やサイクリストをサポートする環境や取組が重要です。

自転車活用推進計画に基づき、全てのサイクリストが安全で快適なサイクリングを楽しめるサイクルツーリズムの推進を図ります。インバウンドを含め多くのサイクリストが各地域を訪れ、地域の活性化はもとより、地域経済の活性化につながるよう、次の事項について特段の措置を講ずることを強く提言・要望します。

- (1) サイクリスト誘客に向けた国道に係るサイクリングロード沿道への公衆トイレ及びサイクルラック等を完備した休憩施設（サイクルステーション）など

の拠点整備や沿道の景観阻害要因の解消を積極的に行うとともに、都道府県及び市区町村道に係る当該拠点整備等について財政支援措置の充実を図ること。

- (2) 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い市区町村を対象とした観光庁の「観光地のまちあるきの満足度向上整備支援事業」はもとより、全ての市区町村が設置する観光地誘導案内標識について、国内外からの自転車利用者に分かりやすい多言語案内標識への改修及び設置に係る財政支援措置を講じること。

また、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現に向け、サイクリストの受入環境整備を推進するため、重要な役割を果たすサイクリングガイドの養成に関して、養成制度の確立と財政支援措置を図ること。加えて、自転車の活用促進に向けたイベント等のソフト事業を、自治体と連携して、継続して運営する民間団体等に対して、助成金の交付やアドバイザー派遣等の財政支援制度を創設すること。

- (3) オフシーズンにおいても有効活用が見込まれる季節営業となるスキー場などのレジャー施設等について、マウンテンバイクコースの整備など、オフシーズンにおける観光資源の活用に向けたアクティビティ整備等に係る支援を行うこと。

- (4) 広域でのサイクルツーリズムを推進するにあたり、サイクリングルートの連携による周遊ルートの構築により圏域の活性化が大いに見込まれるエリアについて、海峡を結ぶ橋梁の道路下未利用空間の活用など、ルート間の接続に係る自転車道整備の実現に向けた支援を行うこと。

- (5) 自転車利用促進の契機となる電動自転車の活用をもって、住民の健康増進や環境負荷低減を図り、インバウンドを含めた滞在型観光を促進するため、国を挙げてE-B I K E普及促進へ取り組むとともに、サイクルステーションや道の駅等への統一ロゴによる案内看板の設置や、必要となる集合型急速充電ポートの整備など、誰もが安心してE-B I K Eを活用できる環境整備を図ること。

- (6) 昨年11月、第1次ナショナルサイクルルートとして「つくば霞ヶ浦りんり

んロード」、「ビワイチ」、「しまなみ海道サイクリングロード」の3ルートが指定されたところであるが、さらなるサイクルツーリズムの推進の観点から、太平洋岸自転車道（千葉県～和歌山県 約 1,400 ㎞）をはじめ、第2次ナショナルサイクルルートの指定拡充を図ること。また、国において、ナショナルサイクルルートの多言語でのPRや情報発信によるインバウンド誘客の促進、更には走行環境の整備が促進されるよう、積極的な支援策を講じること。

IV シェアサイクルの活用推進に関する提言

短距離移動に係る利便性の向上、交通渋滞の緩和や環境への負荷低減など、社会課題解決に寄与するシェアサイクルの活用を推進するにあたり、次の事項について特段の措置を講じることを強く提言・要望します。

- (1) シェアサイクル事業の推進のため、歩道上へのシェアサイクルポート設置の許認可手続において、交通管理者等との協議が効率的に行えるよう国土交通省及び警察庁にて必要な調整又はガイドライン等を定めること。
- (2) 都市公園にサイクルポートを設置するにあたり必要となる要件（都市再生特別措置法の特例：都市再生整備計画に整備に関する事項を記載し、かつ、計画公表後2年以内に技術的基準に適合する申請があった場合に限り占用を認めるもの）について、迅速に設置できるよう、規模や設置箇所、景観配慮などの設置基準を定めること。
- (3) シェアサイクルの更なる普及に向けた利用環境整備にあたり、自治体へのシェアサイクルの導入や拡充、運営に対し幅広く活用できる財政支援を行うこと。

V 公共交通機関等への自転車積み込み等の支援に係る提言

域外からのサイクリストにとって二次交通となるサイクルトレインや、自転車を分解せず機内へ持ち込める公共交通機関の拡充により、サイクリストの利便性向上を図るため、次の事項について特段の措置を講じることを提言・要望

します。

- (1) 観光庁の「公共交通利用環境の革新等」を受け、サイクルトレインなどの拡大による受入環境の整備を促進するため、公共交通事業者等が実施する駅や車両の改修など、公共交通機関への自転車積み込みの環境づくりの取組を、国においてJRを始めとした公共交通事業者に積極的に働きかけること。
- (2) 道路交通法第二十条の二第一項において定める「路線バス等」において、自転車2台を積載できるよう車外自転車積載ラックの基準を緩和すること。

VI 自転車通勤促進に係る提言

本会は、組織レベルで自転車通勤の促進に取り組み、交通渋滞の緩和や環境への負荷低減といった社会課題の解決に加え、従業員の健康増進を図るとともに、「新しい生活様式」への速やかな転換に向け取り組んで参る所存ですので、次の事項について特段の措置を講じることを提言・要望します。

- (1) 自転車通勤の推進に対して、国においても経済団体等を通じて各事業者に積極的に働きかけること。

VII 地方版自転車活用推進計画の策定支援に係る提言

全国的に市区町村レベルでの取組が十分に進んでいない地方版自転車活用推進計画について、本会においても各ブロックによる担当者研修会を開催するなど、計画の早期策定に向けた取組を進めているところです。

地方版自転車活用推進計画の早期策定に向け、次の事項について特段の措置を講じることを強く提言・要望します。

- (1) 地方版自転車活用推進計画の策定に伴い、地方自治体が要する計画策定委託等の費用負担に対する財政支援措置を講じること。

Ⅷ 自転車活用推進計画に基づく取組に対する国の総合的な財政支援制度の創設

上述のような、地方自治体における安全で快適な自転車走行空間の整備、交通ルールの徹底、サイクルツーリズムの推進、コミュニティサイクルの普及等、地方自治体における自転車活用推進計画に基づくハード・ソフトの取組を支援するため、国において総合的な財政支援制度を創設することを提言・要望します。

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会
事務局

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市役所産業部観光課サイクルシティ推進室内
担当：鳥生

T E L : 0898-36-1541

F A X : 0898-25-2961

E-Mail : i2198@imabari-city.jp